



宮 崎 県 公 報

平成29年 3 月 23 日 (木曜日) 第 2880 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示	頁
○宮崎県公報発行規程の一部を改正する告示…… (行政経営課) 1	
○漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意…… (水産政策課) 2	
○土砂災害警戒区域の指定…… (砂防課) 2	
○土砂災害特別警戒区域の指定…… (“) 3	

公 告	
○軽油引取税に係る特約業者の指定…… (税務課) 3	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (2 件) …… (農村整備課) 3	
人事委員会規則	
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則…… 4	
○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則…… 5	

告 示

宮崎県公報発行規程の一部を改正する告示をここに公表する。
平成29年 3 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 207号

宮崎県公報発行規程の一部を改正する告示

宮崎県公報発行規程 (平成 8 年宮崎県告示第1076号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(公報の種類及び発行)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 定期の公報は、毎週月曜日及び木曜日に発行する。ただし、当該発行の日 (以下「定期発行日」という。) が国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第 178号) に規定する休日に当たるときは、その日後において最も近い宮崎県の休日を定める条例 (平成元年宮崎県条例第22号) 第 2 条に規定する県の休日 (以下「県の休日」という。) でない日に発行する。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(登載手続)</p> <p>第 7 条 公報登載事項の公報登載を依頼しようとする者 (以下「登載依頼者」という。) は、次の表の左欄に掲げる公報登載事項の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を行政経営課長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合については、この限りでない。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>書類</th> </tr> <tr> <td>条例、規則及び訓令</td> <td>決裁を受けた起案文書 (以下「決裁文書」という。) 及び公報登載事項に係る原稿 (以下「原稿」という。) の写し 2 部</td> </tr> </table>	区分	書類	条例、規則及び訓令	決裁を受けた起案文書 (以下「決裁文書」という。) 及び公報登載事項に係る原稿 (以下「原稿」という。) の写し 2 部	<p>(公報の種類及び発行)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 定期の公報は、毎週月曜日及び木曜日に発行する。ただし、当該発行の日 (以下「定期発行日」という。) が国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第 178号) に規定する休日に当たるときは、その日後において最も近い宮崎県の休日を定める条例 (平成元年宮崎県条例第22号) 第 2 条第 1 項に規定する県の休日 (以下「県の休日」という。) でない日に発行する。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(登載手続)</p> <p>第 7 条 公報登載事項の公報登載を依頼しようとする者 (以下「登載依頼者」という。) は、次の表の左欄に掲げる公報登載事項に係る原稿 (以下「原稿」という。) の電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) を行政経営課長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合については、この限りでない。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>書類</th> </tr> <tr> <td>条例</td> <td>決裁を受けた起案文書 (以下「決裁文書」という。) 及び原稿の写し 2 部</td> </tr> <tr> <td>規則</td> <td>決裁文書、原稿の写し 2 部及び知事署名文書</td> </tr> <tr> <td>訓令</td> <td>決裁文書、原稿の写し 1 部及び知事印を押印した原稿 1 部</td> </tr> </table>	区分	書類	条例	決裁を受けた起案文書 (以下「決裁文書」という。) 及び原稿の写し 2 部	規則	決裁文書、原稿の写し 2 部及び知事署名文書	訓令	決裁文書、原稿の写し 1 部及び知事印を押印した原稿 1 部
区分	書類												
条例、規則及び訓令	決裁を受けた起案文書 (以下「決裁文書」という。) 及び公報登載事項に係る原稿 (以下「原稿」という。) の写し 2 部												
区分	書類												
条例	決裁を受けた起案文書 (以下「決裁文書」という。) 及び原稿の写し 2 部												
規則	決裁文書、原稿の写し 2 部及び知事署名文書												
訓令	決裁文書、原稿の写し 1 部及び知事印を押印した原稿 1 部												

<p>[略]</p> <p>(原稿の締切)</p> <p>第 8 条 原稿の締切日時は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日時とする。</p> <p>(1) 定期の公報 発行日の <u>1 週間前</u>の日の午後 0 時。ただし、その日が県の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日の午後 0 時</p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(購読料)</p> <p>第15条 公報の購読料は、1部につき年間<u>37,200円</u>とする。ただし、申込書により1年未満の期間の購読を申し込んだ者の購読料は、<u>37,200円</u>を12で除して得た額に申込書に記入した購読申込月数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(有償購読の中止)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定による還付の額は、<u>37,200円</u>を12で除して得た額に購読した月数を乗じて得た額を<u>37,200円</u>から減じた額とする。</p> <p>様式第 2 号 (第14条関係)</p> <p>[略]</p> <p>注</p> <p>1 購読料は、1年度分1部につき<u>37,200円</u> (送料込み) です。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>(原稿の締切)</p> <p>第 8 条 原稿の締切日時は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日時とする。</p> <p>(1) 定期の公報 発行日から起算して <u>6 日前</u>の日の正午。この場合において、期間の計算には、県の休日を含めないものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(購読料)</p> <p>第15条 公報の購読料は、1部につき年間<u>41,700円</u>とする。ただし、申込書により1年未満の期間の購読を申し込んだ者の購読料は、<u>41,700円</u>を12で除して得た額に申込書に記入した購読申込月数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(有償購読の中止)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定による還付の額は、<u>41,700円</u>を12で除して得た額に購読した月数を乗じて得た額を<u>41,700円</u>から減じた額とする。</p> <p>様式第 2 号 (第14条関係)</p> <p>[略]</p> <p>注</p> <p>1 購読料は、1年度分1部につき<u>41,700円</u> (送料込み) です。</p> <p>2・3 [略]</p>
--	---

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項、第7条及び第8条第1項第1号の改正規定は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 208号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成29年 3 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成29年 2 月10日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 高月 雅夫 東臼杵郡門川町 小林 逸己
加入区 の 名 称	庵川加入区
区 域	庵川漁業協同組合の地区
区 分	小型漁船漁業であって小型まき網漁業以外のもの及び小型機船底びき網等漁業

宮崎県告示第 209号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年 3 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮 崎 市	深 田 1	01- 201- 3 - 041	土 石 流
	新 宮 谷	01- 303- 1 - 003	土 石 流
	新宮谷-新 ①	01- 303- 1 - 003 -新①	土 石 流
	年 居 谷 4	01- 303- 3 - 012	土 石 流
	福 島 - 2	I - 1 - 0067	急傾斜地の崩壊
	福島- 2 - 新①	I - 1 - 0067- 新①	急傾斜地の崩壊

福島 - 1	I - 1 - 0068	急傾斜地の崩壊
下 古 城	I - 1 - 0071	急傾斜地の崩壊
下古城-新 ①	I - 1 - 0071 - 新①	急傾斜地の崩壊
新 宮	I - 1 - 0145	急傾斜地の崩壊
城 の 下	I - 1 - 2039	急傾斜地の崩壊
谷 川	I - 2 - 0010	急傾斜地の崩壊
新宮 - 2	II - 1 - 4329	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 210号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	年居谷 4	01 - 303 - 3 - 012	土 石 流
	福島 - 2	I - 1 - 0067	急傾斜地の崩壊
	福島 - 2 - 新①	I - 1 - 0067 - 新①	急傾斜地の崩壊
	福島 - 1	I - 1 - 0068	急傾斜地の崩壊
	下 古 城	I - 1 - 0071	急傾斜地の崩壊
	下古城-新 ①	I - 1 - 0071 - 新①	急傾斜地の崩壊
	新 宮	I - 1 - 0145	急傾斜地の崩壊
	城 の 下	I - 1 - 2039	急傾斜地の崩壊
	谷 川	I - 2 - 0010	急傾斜地の崩壊
	新宮 - 2	II - 1 - 4329	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第1項の規定により軽油引取税に係る特約業者を次のとおり指定した。

平成29年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 名称及び代表者の氏名
日向農業協同組合
代表理事組合長 福良 公一
- 主たる事務所の所在地
宮崎県日向市鶴町1丁目3番12号
- 指定年月日
平成29年3月7日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、吉野堤内土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 越 章 嗣	宮崎市大字吉野 115番地 1
理 事	川 越 武 男	宮崎市大字堤内 115番地 2
理 事	川 越 美 敏	宮崎市大字吉野 874番地
理 事	川 野 孝 一	宮崎市大字堤内 269番地 2号
理 事	矢 野 忠 敏	宮崎市大字吉野 162番地
理 事	矢 野 武 彦	宮崎市大字吉野 118番地
理 事	川 越 学	宮崎市大字吉野 979番地
理 事	川 越 公 夫	宮崎市大字堤内 236番地
監 事	黒 木 利 美	宮崎市大字吉野 869番地 2
監 事	川 越 弘 光	宮崎市大字堤内 154番地

(任期：平成32年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 越 章 嗣	宮崎市大字吉野 115番地 1
理 事	川 越 武 男	宮崎市大字堤内 115番地 2
理 事	川 越 美 敏	宮崎市大字吉野 874番地

理 事	川 野 富 男	宮崎市大字堤内 170番地
理 事	矢 野 忠 敏	宮崎市大字吉野 162番地
理 事	矢 野 武 彦	宮崎市大字吉野 118番地
理 事	川 越 学	宮崎市大字吉野 979番地
理 事	川 越 修 一	宮崎市大字堤内 187番地
監 事	山 口 武 見	宮崎市大字吉野 671番地
監 事	川 野 安	宮崎市大字堤内 118番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、上長飯土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年 3 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	堀 川 秀 一	都城市上長飯町 268番地
理 事	鈴 木 直 信	都城市上長飯町 198番地
理 事	吉 川 隆 司	都城市早鈴町1361番地 3
理 事	松 山 義 寛	都城市一万城町92号12番地
理 事	岩 佐 法 雄	都城市早鈴町1539番地 7
理 事	坂 口 司	都城市上長飯町 141番地 2
理 事	鬼 束 巖	都城市安久町6030番地 4

理 事	安 藤 謙 一	都城市豊満町1527番地 3
理 事	藤 野 義 光	都城市妻ヶ丘町48番地 3
理 事	細山田 文 博	都城市下長飯町1532番地 1
監 事	田 中 高 陽	都城市都島町 210番地32
監 事	齊 藤 克 己	都城市上長飯町 258番地

（任期：平成33年 2 月18日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	坂 元 健治郎	都城市下長飯町 752番地
理 事	鈴 木 直 信	都城市上長飯町 198番地
理 事	吉 川 隆 司	都城市早鈴町1361番地 3
理 事	松 山 義 寛	都城市一万城町92号12番地
理 事	高 野 純 男	都城市早鈴町1600番地 2
理 事	堀 川 秀 一	都城市上長飯町 268番地
理 事	坂 口 司	都城市上長飯町 141番地 2
理 事	鬼 束 巖	都城市安久町6030番地 4
理 事	田 中 静 夫	都城市豊満町2335番地 1
理 事	藤 野 義 光	都城市妻ヶ丘町48番地 3
監 事	田 中 高 陽	都城市都島町 210番地32
監 事	津 曲 勝 志	都城市上長飯町 214番地

人事委員会規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月23日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第 4 号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和32年宮崎県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 1 適用区分表（第 2 条関係）			別表第 1 適用区分表（第 2 条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
保健所	(1) 診療放射線技師	<u>1</u>	衛生環境研究所	[略]	
	(2) 病理細菌検査に従事するこ				

	とを本務とする職員				
衛生環境研究所	[略]				
	[略]			[略]	
産業技術専門学校	[略]	2	産業技術専門学校	[略]	1
農業大学校	[略]	2	農業大学校	[略]	1
	[略]			[略]	
家畜保健衛生所	[略]	2	家畜保健衛生所	[略]	3
	[略]	[略]		[略]	[略]
高等水産研修所	(1) 水産実習指導に常時従事する職員（所長の職にある者を除く。）	2	高等水産研修所	(1) 水産実習指導に常時従事する職員（所長の職にある者を含む。）	1
	(2) 水産実習指導に常時従事する所長の職にある職員	1			
	[略]			[略]	

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(産業技術専門学校、農業大学校及び高等水産研修所の調整数に関する経過措置)
- この規則による改正後の給料の調整額に関する規則別表第1の規定にかかわらず、産業技術専門学校に勤務する職業訓練指導に常時従事する職員、農業大学校に勤務する農業実習指導に常時従事する職員及び高等水産研修所に勤務する水産実習指導に常時従事する職員（所長の職にある者を除く。）に適用される調整数は、施行日から平成30年3月31日までの間は2、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は1.5とする。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月23日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第5号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(勤務1時間当たりの給与額の算出)	(勤務1時間当たりの給与額の算出)
第14条 県給与条例第8条の8に規定する人事委員会規則で定める額は次に掲げる手当の月額合計額とする。	第14条 県給与条例第8条の8に規定する人事委員会規則で定める額は次に掲げる手当の月額合計額とする。
(1)～(10) [略]	(1)～(10) [略]
	<u>(11) 寒冷地手当</u>
2 [略]	2 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

--	--